平成22年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について

平成22年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月18日　　国土交通大臣　前原　誠司

１　受検資格

⑴　１級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニ、ホのいずれかに該当する者

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3" rowspan="2">学歴又は資格</th><th colspan="2">電気工事施工に関する実務経験年数</th></tr>
<tr><th>指定学科</th><th>指定学科以外</th></tr>
<tr><td rowspan="4">イ</td><td colspan="3">大学卒業者</td><td>卒業後３年以上</td><td>卒業後４年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>卒業後５年以上</td><td>卒業後７年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後10年以上</td><td>卒業後11年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の者</td><td colspan="2">15年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ロ</td><td colspan="3">２級合格後５年以上の者</td><td colspan="2">合格後５年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２級合格後５年未満の者</td><td>高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後９年以上</td><td>卒業後10年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">14年以上</td></tr>
<tr><td>ハ</td><td colspan="3">電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者</td><td colspan="2">６年以上</td></tr>
<tr><td>ニ</td><td colspan="3">電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者</td><td colspan="2">実務経験年数は問いません</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ホ</td><td rowspan="6">専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者</td><td colspan="2">２級合格者</td><td>合格後３年以上の者</td><td colspan="2">合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２級合格後３年未満の者</td><td>短期大学・５年制高等専門学校卒業者</td><td>イの区分</td><td>卒業後７年以上</td></tr>
<tr><td>高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後７年以上</td><td>卒業後８年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">12年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等学校・中等教育学校卒業者</td><td>卒業後８年以上</td><td>卒業後９年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の者</td><td colspan="2">13年以上</td></tr>
</table>

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。（以下同じ。）

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ。）

注３）大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。（以下同じ。）

注４）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注５）専任の主任技術者の実務経験　上記区分ホで２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

⑵　２級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

学歴又は資格	電気工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者	卒業後１年以上	卒業後１年６月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校・中等教育学校卒業者	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
その他の者	８年以上	
電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	
電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者	１年以上	
電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	１年以上	

ロ．学科試験のみ　下記のいずれかに該当する者

大学卒業者	大学の指定学科を卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
短期大学・５年制高等専門学校卒業者	短期大学・５年制高等専門学校の指定学科を卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者
高等学校・中等教育学校卒業者	高等学校・中等教育学校の指定学科を卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに卒業見込みの者

⑶　１級電気工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成21年度１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験の技術部門のうち電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者で、１級電気工事施工管理技術検定・学科試験の受検資格を有する者

⑷　２級電気工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の２級電気工事施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受験者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成21年度２級電気工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験の技術部門のうち電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者で前記⑵のイによる２級電気工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者